

「全国クロマグロ養殖連絡協議会」規約

平成29年5月10日制定

(名称)

第1条 この協議会は、全国クロマグロ養殖連絡協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、国内の養殖クロマグロ生産を安定化させるとともに、海外に向けて広く、日本産養殖クロマグロをアピールし、需要を掘り起こすことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本の養殖技術の高さに裏打ちされた品質の高さ、安全性、持続性を明確にする事項
- (2) 完全養殖の技術開発を推進すると共に、生産体制を安定化させるため人工種苗の安定的供給に協調して取り組む事項
- (3) これを輸出商材として戦略的に売り込む事項

(会員)

第4条 協議会は、次に掲げる者のうち第3条の目的に賛同する者をもって組織する。クロマグロ養殖に関連する漁業協同組合及び組合員、主に生産者で構成された団体、大学、内国資本の民間企業、試験研究機関、地方公共団体及び幹事会で認められた者。

- 2 協議会の会員になろうとする者は、加入届を提出しなければならない。
- 3 会員は脱退届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会費)

第5条 協議会は年会費等の会費は徴収しない。ただし、協議会の開催等に費用がかかる場合は参加者から実費を徴収できる。

(総会)

第6条 総会は、すべての会員をもって組織する。

- 2 総会は、協議会の運営に関する重要な事項について決議する。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置き、うち1名を代表とする。

- 2 幹事は、会員の中から選任する。
 - (1) 代表 1名
 - (2) 幹事 10名以内

(幹事の職務および任期)

第8条 幹事は、幹事会を構成し、協議会の円滑な運営に努める。

- 2 代表は協議会を代表する。
- 3 幹事の任期は、当面2年とする。ただし、再任を妨げない。

(事務局)

第9条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、幹事の中から選出するが、当分の間は水産研究・教育機構が務める。

(細則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は別に幹事会で定める。